

見直し作業の結果公表 < 検査検定制度 >

| | |
|-------------------------|---|
| 1．制度の名称（通称可） | 軌道施設の検査 |
| 2．根拠法令 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 軌道法施行令第 13 条第 2 項 ・ 軌道法施行規則第 13 条 ・ 軌道法施行規則第 17 条 |
| 3．担当部署名 | 国土交通省道路局路政課 国土交通省鉄道局施設課 各都道府県 軌道担当部署 |
| 4．当該制度に係る過去 5 年間の制度改正状況 | (1)改正年度 該当なし (2)改正内容 該当なし (3)背景事情 該当なし |
| 5．今回の見直し作業の結果 | |
| 見直し作業の実施方法 | 職員による見直し |

| | |
|--|---|
| <p>5 - 1 . 国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうか</p> | <p>(1)検討結果 維持する必要がある。</p> <p>(2)理由 国民の生命、身体の保護に関わる事項であり、事故発生時の社会的、経済的影響の重大さを考えると一定の国の関与は必要不可欠。</p> |
| <p>5 - 2 . 自己確認・自主保安を基本とした仕組み（自己責任を重視した考え方）への転換の状況</p> | <p>(1)検討結果（選択式）</p> <ul style="list-style-type: none"> a : 自己確認・自主保安化を行った。 b : 第三者認証化を行った。 <input type="radio"/> c : 国又は代行機関（指定検査機関等）による実施とした。 <p>(2)上記の説明</p> <p>c を選択。国又は代行機関による実施としている。 都道府県知事は軌道法施行規則第 13 条に掲げる事項の工事について、竣功の届出を受けたときは、保安上の支障の有無を検査することとしている。 軌道法施行規則第 17 条により、都道府県知事が運輸開始の認可申請書を受付たときは、工事を検査し、支障なしと認める場合に限り運輸開始を認可することとしている。 軌道法施行令第 13 条第 2 項により、国土交通大臣は、第 13 条第 1 項の承認をしようとするときは、当該工事について、運輸上の支障がないかどうか検査しなければならない。</p> <p>(3)理由 軌道施設についての安全性の確保は、国民の生命と身体 of 保護に関わる事項であり、事故発生時の社会的、経済的影響の重大さを考慮すると、国の関与は必要であると判断する。</p> |

| | |
|--|--|
| 5 - 2 . においてcを選択した場合 | |
| <p>指定検査機関等に検査の実施を委ねる仕組みとして いるものについては、当該 検査機関等として公益法人 要件を課しているかどうか</p> | <p>(1)公益法人要件の有無 なし</p> <p>(2)公益法人要件のあるものはその理由</p> |
| <p>自己責任の考え方に基づ いた仕組み（自己確認・自 主保安化や、優良事業所等 のインセンティブ制度を指 すものとする。）とすること ができないと判断した根 拠等</p> | <p>(1)根拠 検査基準が適切に確認されずに、事故が発生した場合の社会的、経済的影響は極めて大きいものであり、一定の国の関与は必要である。</p> <p>(2)仮に自己責任の考え方に基づいた仕組みとした場合にはどのような問題が生じることとなるかを明らかにし、かつ、どのような事後的措置を講じればこうした問題の発生に対処できると考えるか</p> <p>仮に国の関与をなくし、完全に自己責任の考え方に基づいた仕組みとした場合、軌道施設等の基準違反が原因である事故等の発生を事前に防止することが困難である。 また、特に事故等の発生により、多くの人命が失われた場合の事後的措置では、国として国民の安全確保に対する期待・関心に応えることができない。</p> |
| <p>指定検査機関等の指定の 条件の国際基準との整合性</p> | <p>(1)指定基準（根拠法令条項名及びその概要。なお、写しを1部添付してください。） なし</p> <p>(2)指定基準の国際整合性（上記指定基準がISOガイドのどの条項に適合しているかについて項目ごとに説明） なし</p> |

| | |
|--|---|
| 5 - 3 . 基準の国際的整合化・性能規定化、重複検査の排除等 | |
| 国際整合化（基準の基礎（性能規定化している場合にあつては、参照基準）として国際規格を用いているか）。 | <p>行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。</p> <p>現状として国際規格との整合性が図られていないという指摘は受けていないが、鉄道における技術基準の性能規定化の検討結果を踏まえ、国際整合化についても検討予定。</p> |
| 性能規定化 | <p>行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。</p> <p>鉄道については、運輸技術審議会第23号答申「今後の鉄道技術行政のあり方について」（平成10年11月13日）を踏まえ、現在技術基準の性能規定化を検討しているところである。よって、軌道についてもその結果を踏まえ検討予定。</p> |
| 重複検査の排除等 | <p>検討結果及び背景説明について記載。</p> <p>該当なし</p> |